

議員提出第三十号議案

所得税法の「寡婦（夫）控除」規定の改正を求める意見書

寡婦（夫）控除は、配偶者との死別や離婚のち子どもを養育しているなどの世帯に対し、所得税及び住民税の算出において一定の所得控除が受けられる税制優遇制度であるが、婚姻歴のないいわゆる非婚のひとり親世帯には適用されていない。

非婚のひとり親世帯は、寡婦（夫）控除が適用される同じ収入のひとり親世帯と比較して、所得税、住民税が高くなるだけでなく、保育料や公営住宅家賃などで大きな負担を強いられ、その負担差は年収約二〇〇万円の世帯で二〇万円から四〇万円にも上る。

近年、様々な理由から非婚で子どもを産み育てている母子世帯が増えている。平成二十三年度厚生労働省「全国母子世帯等調査」によれば、離婚八〇・八％、非婚七・八％、死別七・五％と、非婚は死別を上回っている。

また日本の母子世帯の就業率は八〇％を超えているにも関わらず、貧困率は五四・六％と悪化している。年間就労収入は、母子世帯全体で一八一万円であるのに対し、非婚世帯は一六〇万円と極めて低い上に重い税負担等を課せられている。

このようなことから、非婚のひとり親世帯に対して、独自に寡婦（夫）控除を「みなし適用」する自治体もふえてきているが、保育料や公営住宅家賃などの一部サービスにとどまっておらず、法改正による根本的な解決が求められている。

よって、国会及び政府におかれては、憲法がうたう法の下の平等に照らし、著しい格差を是正するためにも、早急に所得税法を改正し、暮らし向きが極めて厳しい非婚のひとり親世帯にも寡婦（夫）控除を適用するよう、強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年十月七日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿